

基 発 0421 第 1 号
令和 8 年 4 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、令和 8 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 14 号「労災診療費算定基準の一部改定について」により令和 8 年 6 月 1 日以降に適用する改定をしたところであるが、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」(令和 8 年厚生労働省告示第 69 号) の内容について反映を要する内容があったことから、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 6 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 算定基準の記の 1 の (22) イ本文中、「各規定の注 5、注 6 及び注 7 (注 6 及び注 7 は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。)」を「各規定の注 6 及び注 7 (注 7 は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。)」に改める。
- 2 算定基準の記の 1 の (22) エ本文中、「早期リハビリテーション加算、初期加算及び急性期リハビリテーション加算」を「早期リハビリテーション加算、初期加算、急性期リハビリテーション加算、休日リハビリテーション加算及び特定の患者に離床を伴わずに 20 分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合」に改める。